

「振込規定」一部改定のお知らせ

2022年5月
川口信用金庫

平素は当金庫をご利用いただきましてありがとうございます。
令和4年9月1日より「振込規定」を下記の通り変更いたします。
今後もより一層金融サービスの向上に努めてまいりますので、何卒、ご理解賜ります
ようお願い申し上げます。

記

1. 改定日 2022年9月1日
2. 改定内容

新	旧
<p>10.(手数料)</p> <p>(1)振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料をいただきます。</p> <p>(2)組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。</p> <p>(3)組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、当金庫所定の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却しません。</p> <p>(4)第8条第3項により組戻しができない場合も、組み戻し手数料は返却しません。</p> <p>(5)この取引について特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。</p>	<p>10.(手数料)</p> <p>(1)振込の受付にあたっては、<u>店頭表示</u>の振込手数料をいただきます。</p> <p>(2)組戻しの受付にあたっては、当金庫所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料は返却しません。<u>ただし、組戻しができなかったときは、組戻手数料は返却します。(削除)</u></p> <p>(3)組戻しされた振込資金を返却せずに改めてその資金による振込の受付をするときも、<u>店頭表示</u>の振込手数料をいただきます。この場合、組戻手数料は返却します。</p> <p>(4)この取引について特別の依頼により要した費用は、別途にいただきます。</p>

以上